

会議録

会議の名称	令和4年度 本庄市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年8月5日(金) 午前 ・午後 10時00分から 午前 ・午後 10時50分まで
開催場所	本庄市役所2階職員厚生室
出席者	(委員) 門倉 道雄委員、巴 高志委員、木村 瞳子委員、新井 肇委員 明堂 純子委員、目黒 貴史委員、保岡 哲也委員、森重 利枝子委員 (事務局) 駒澤総務部長、三森行政管理課長、内田行政管理課長補佐、村松主任
欠席者	なし
議題 (次第)	1. 会長及び副会長の選任 2. 審議会の公開について 3. 令和3年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(報告) 4. 本庄市個人情報保護条例の改正について
配付資料	1. 次第 2. 資料1 令和3年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況について 3. 資料2 令和3年度 情報公開 公開内容 4. 資料3 個人情報保護制度見直しの全体像【個委HP】 5. 資料4 個人情報保護に関する法律・ガイドライン等の体系イメージ 6. 本庄市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿
その他特記事項	
主管課	総務部行政管理課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (三森課長)	<p>ただいまより本庄市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は公私ともに忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、進行を務めさせていただきます行政管理課長の三森と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず初めに、吉田市長よりの委嘱状の交付を行います。</p>
	(市長より各委員へ委嘱状の交付)
事務局 (三森課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本日ご出席をいただいております委員の皆様に、自己紹介をお願いしたいと思います。所属とお名前のみで結構でございますので、名簿順に門倉議員からお願ひいたします。</p>
門倉委員	本庄市議会から参りました、門倉道雄でございます。よろしくお願ひいたします。
巴委員	皆様こんにちは。門倉道雄氏同様、本庄市議会から参りました、巴高志です。よろしくお願ひいたします。
木村委員	関東信越税理士会本庄支部から来ました、木村睦子です。
新井委員	こんにちは。自治会連合会から来ました、新井肇です。よろしくお願ひします。
明堂委員	本庄市婦人会、改めまして、サラ本庄代表でございます。明堂でございます。よろしくお願ひします。
目黒委員	こんにちは。公益社団法人こだま青年会議所から参りました、目黒と申します。よろしくお願ひいたします。
保岡委員	本庄市の顧問弁護士をさせていただいております、保岡と申します。よろしくお願ひいたします。
森重委員	こんにちは。森重と申します。今回、公募という形で、お世話になることになりました。本当にわからないことが多いので、よろしくお願ひしたいと思います。
事務局 (三森課長)	<p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>続きまして事務局につきましても、総務部長より順に自己紹介をさせていただきたいと思います。</p> <p>(事務局職員　自己紹介)</p>

様式

	続きまして、会議の成立についてご報告をさせていただきます。
事務局 (三森課長)	大変失礼いたしました。会議の成立のご報告の前に、吉田市長よりご挨拶申し上げます。
本庄市長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>改めまして、和やかな情報公開・個人情報保護審議会がスタートできるかなと思っているところでございます。今般、審議会委員の就任につきまして、快くご承諾賜りましたこと、まず御礼申し上げる次第でございます。</p> <p>本市の情報公開制度についてご紹介をさせていただきますが、本市の情報公開制度は、合併前の旧市町の時代にスタートいたしまして、合併後も、市民の皆様の知る権利を保障し、市の説明責任を明らかにするため、利用しやすい制度運営を心がけ推進しておるところでございます。</p> <p>この合併後16年間の情報公開条例に基づく申請にかかる決定件数は1,686件でございまして、年平均ですと約105件となります。ここ3年の合計では263件で、年平均でみると減少傾向にあるところでございますが、多様化・複雑化した請求内容が増えてきております。</p> <p>また、この個人情報保護制度でございますけれども、個人の権利利益を保護することを目的としたとして、やはり合併前の市町の時代にスタートし、合併後16年間で、個人情報保護条例に基づく申請に係る決定件数は236件となっており、年平均では約15件でございます。ここ3年の合計が61件となっており、増加傾向にあるわけでございます。</p> <p>國の方の動きでございますけども、ご案内の通り、社会全体のデジタル化に対応し、個人情報保護とデータ流通の両立、および個人情報保護制度の国際的な調和を図るために、デジタル社会整備法、これが公布されているところでございます。</p> <p>この改正に続きまして、個人情報保護法も改正が行われまして、従来は國の行政機関・独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体について、規定が別々であったものが、改正法に統合されまして全国的な共通ルールとなる予定でございます。</p> <p>また、法令制度全体を、個人情報保護委員会は、一元的に解釈運用する予定となっているところでございまして、こういったことからも国際的な潮流にも目を向けまして、国と地方、各地方公共団体、公共団体と民間団体との不均衡不整合等是正しまして、より公正で公平な制度運営が求められているというところでございます。</p> <p>研修等を通じまして、対応する職員一人一人の意識の意識と知識の向上に努めまして、より正確な運用を心がけてまいりたい、このように考えているところでございます。</p> <p>本日は委嘱後、最初の審議会ということでございますので、まずご審議</p>

	<p>いただくための土台作りということで、会長副会長の選出をはじめ、制度の基礎的な部分を理解いただくために、本市の情報公開、また個人情報保護制度の現状報告をさせていただくことになっているところでございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、情報公開、また個人情報保護の両制度を適正に運営していくために、更なるご指導とご鞭撻をいただければと、存じております。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局 (三森課長)	<p>会議の成立についてご報告させていただきます。</p> <p>本会議は、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日の出席は8名中8名でございます。よって、定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>次に、会議録につきまして、全文筆記の形で作成し、後ほどお譲りいたしますが、公開について皆様から異議がないようであれば、市のホームページで公開する予定となっております。正確性を期すために録音させていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。資料は手元に配布させていただいております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次第 2. 資料1 令和3年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況について 3. 資料2 令和3年度 情報公開 公開内容 4. 資料3 個人情報保護制度見直しの全体像【個委 HP】 5. 資料4 個人情報保護に関する法律・ガイドライン等の体系イメージ 6. 本庄市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿 <p>以上、6種類となっております</p> <p>それではこれより議事に入らせていただきます。</p> <p>まず会長、副会長の選任についてですが、会長の選出にあたりまして、本庄情報公開個人情報保護審議会条例第5条について説明させていただきます。第5条第1項 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める、となっております。会長の職務といたしましては、審議会を代表し、会務を総理するとともに、会議の議長となるということでございます。また、副会長の職務といたしましては、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理するとなっておりますことをご確認いただき、吉田市長を座長として、会長の選出を進めさせていただきたいと思います。吉田市長、よろしくお願ひいたします。</p>

様式

座長 (吉田市長)	<p>それでは会長が選出されるまで、座長として皆さんにお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>第5条第1項の規定に基づきますと、会長、副会長については、委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>初めに会長の互選でございます。皆様方の中で、自薦、他薦等ご意見がありましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>特にないようでしたら事務局から提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。では、事務局。提案をお願いします。</p>
事務局 (三森課長)	<p>事務局からご提案いたします。</p> <p>事務局といたしましては、会長につきましては、市議会議員でいらっしゃいます巴委員にお願いしたいと考えております。以上でございます。</p>
座長 (吉田市長)	<p>ただいま事務局の方から市議会議員選出の巴委員に会長をということで提案がありましたが、いかがでございましょうか。よろしければ拍手をもってご賛同ください。</p> <p>(委員拍手)</p> <p>ありがとうございました。それでは、巴委員には会長としてご就任いただくことになりましたので、会長席にお移りいただきまして、ご挨拶を頂戴したいと思います。</p>
巴会長	<p>改めまして、こんにちは。市議会議員の巴でございます。先ほどご紹介しましたが、改めて会長ということで重責をいただきました。</p> <p>本当にこの個人情報というのは、なかなか今の時代、先ほど市長がおっしゃったように、色々なデジタルも含め複雑化している中で、この情報公開をするのにいろんな形での個人情報の保護ということをまず大前提に考えるということにおいて、大変重要な審議会でございます。</p> <p>皆さんの、積極的なご意見と、そしてスムーズな運営をお願いいたします、会長のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
座長 (吉田市長)	<p>ありがとうございました。私はここで座長を降ろさせていただきまして、以降は会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (三森課長)	<p>ありがとうございます。それではここから会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
巴会長	<p>それでは続きまして、副会長の互選でありますけれども、委員の皆様方から自薦他薦など、ご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。</p>

様式

	(意見なし)
	自薦他薦がないようなので、事務局のほうに案があればお願いいいたします。
事務局 (三森課長)	<p>事務局からご提案いたします。</p> <p>事務局といたしましては、副会長につきまして、本庄市の顧問弁護士であります保岡委員にお願いしたいと考えております。保岡委員におかれましては、本庄市の顧問弁護士として様々な行政課題に対する法律相談等にご対応いただきしております。適任だと考えております。以上でございます。</p>
巴会長	<p>ただいま事務局の提案ということで、顧問弁護士の保岡委員という案がありました。皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手をもってご賛同ください。</p> <p>(委員拍手)</p>
事務局 (三森課長)	ではここで、副会長にご就任いただくことになりました保岡委員に挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいいたします。
保岡副会長	ご紹介いただきました保岡と申します。直近でも色々、法律の改正があったようですので、何か調べる事がありましたら、遠慮なくおっしゃっていただければ一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。
巴会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、会議の途中でございますが、市長におかれましては、公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>(市長退席)</p> <p>では引き続き、議事を進行させていただきます。</p> <p>次に、審議会の公開についてお諮りいたします。この点につきましては事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (三森課長)	<p>当審議会の行う調査審議の手続は、出席委員の過半数で非公開を議決したときを除き、公開することとなっております。</p> <p>本日の案件につきましては、特に非公開にすべき事項はございません。以上でございます。</p>
巴会長	<p>皆様、公開に異議はございませんでしょうか。</p> <p>(委員全員「異議なし」)</p>

様式

	<p>それでは、異議がないようなので、本日の審議会は公開といたします。</p> <p>次に事務局に確認ですが、本日の審議会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局 (三森課長)	<p>傍聴希望者は、本日いらっしゃいませんでした。</p>
巴会長	<p>それでは次に、本日の審議会への報告事項が 2 点ございます。議事 3 としまして、令和 3 年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について。議事 4 として、本庄市個人情報保護条例の改正について、以上 2 点について、事務局から順次説明をお願いいたします。</p> <p>なお、質疑につきましては、議事ごとに行いますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局 (村松主任)	<p>議事 3 の令和 3 年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について説明させていただきます。</p> <p>事前資料として開催通知と一緒に送付しました資料 1、令和 3 年度情報公開の実施状況、個人情報保護制度の実施状況によりまして、ご報告させていただきます。資料 1 につきまして、内容の一部を修正させていただきましたので、差し替えをお願いいたします。本日お配りしたものをご覧頂ければと思います。また、資料 2 については、修正はございません。</p> <p>まず、情報公開制度の実施状況から説明させていただきます。資料 1 の 1 ページの上段の受付件数欄の左側にございます、請求の欄をご覧ください。令和 3 年度中、市長をはじめすべての実施機関に対して合計 68 件の情報公開請求がございました。こちらの件数については、1 件の請求に対して複数課が情報担当課となった場合でも、同一実施機関毎に 1 件として計上しております。公開請求に対する決定内容等といたしましては、全部公開が 58 件、部分公開が 12 件、非公開が 1 件、不存在が 8 件、存否応答拒否が 2 件、取下げが 6 件、合計 87 件となっております。なお、1 件の請求で複数の公文書を対象として異なる決定が行われたものがあるため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっております。</p> <p>続きまして、請求欄の右側にございます申出につきましてご説明いたします。この申出という手続きでございますが、情報公開請求により、すでに公開決定等された公文書の公開と、合併前の旧本庄市及び旧児玉町から継承された公文書の公開が対象となるものでございます。これらにつきましては、情報公開請求ではなく、申出という形で公開する制度でございまして、令和 3 年度は 6 件ございました。こちらの内容としては、すでに公開決定等された公文書の公開をした件数でございます。</p> <p>2 ページに移りまして、1 番の情報公開内容の種類別件数についてでございますが、工事設計書に関する文書の公開件数が多くございました。</p>

	<p>公開された件数のうち、7割以上が工事設計書に関する文書の公開となっております。2番の部分公開、非公開理由の内訳件数でございますが、個人に関する情報、法人等に関する情報が多くございました。情報公開請求に対する非公開理由については、個人に関する情報と法人等に関する情報が多い傾向が続いております。3番の審査請求の状況ですが、令和3年度に教育委員会事務局に対して、2件の審査請求がございました。</p> <p>次に個人情報保護制度の実施状況でございます。1ページにお戻りいただきまして、1ページの下段でございます。令和3年度中、合計31件の請求がございました。決定内容等といたしましては、全部開示が3件、部分開示が25件、不開示が0件、不存在が1件、存否応答拒否が1件、取下げが2件、合計32件となっております。こちらについても、1件の請求で複数の公文書を対象として異なる決定が行われたものがあるため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっております。</p> <p>なお、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はございませんでした。</p> <p>3ページに移りまして、4番の個人情報開示内容の種類別件数についてでございますが、身体障害や精神障害の診断書・意見書の件数が多くございました。開示された件数のうち、約6割が身体障害や精神障害の診断書・意見書の開示となっております。5番の部分開示、不開示理由の内訳件数でございますが、個人に関する情報が一番多くなっております。個人情報開示請求に対する非公開理由については、個人に関する情報が一番多い実施状況の結果が続いております。6番の審査請求の状況ですが、令和3年度に処分に対する審査請求はありませんでした。4ページに移りまして、7番の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況でございますが、令和3年度中に書面開催にて1回開催しております。内容につきましては4ページの会議内容のとおりでございます。8番の行政不服審査会の開催状況でございますが、令和3年度中に2回開催されました。内容につきましては、4ページの会議内容のとおりでございます。</p> <p>なお、資料2「令和3年度 情報公開 公開内容」につきましては、令和3年度に行いました全部公開及び部分公開の決定により公開された公開済みの公文書一覧でございます。</p> <p>令和3年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況についての報告は以上でございます。</p>
巴会長	<p>ただいまの報告に対して、何かご質問はございますか。質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、特ないようでしたら、次の報告に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>

様式

事務局 (内田補佐)	<p>それでは議事の四つ目になりますが、本庄市個人情報保護条例の改正についてご説明させていただきます。資料は星印と丸印の資料になります。</p> <p>まず、この条例改正を前提としたとして、正式名称としたとして個人情報保護に関する法律と申しますが、いわゆる個人情報保護法の改定について、まず内容をご説明させていただきます。この法律は平成15年に成立いたしまして、その後、利用者のコミュニケーションを主な目的とするSNSなどの情報通信技術の発生に伴い、制定当時には想定されなかった個人情報の利用が発生している社会状況を受けまして、3年ごとに法律自体を再検討するいわゆる3年ごとの見直規定を平成27年の改正により盛り込みました。法律施行自体は平成29年からとなりまして、最初の見直しと共に伴う改正として、令和2年の改正が行われました。この令和2年の改正では、個人の権利利益の保護と活用の強化を目的とした個人情報の利用停止・消去等の拡充、不適正利用の禁止の規定などが盛り込まれました。その後、デジタル社会形成整備法による、個人情報保護法の改正が、令和3年改正として行われました。このデジタル社会形成整備法は、いわゆる「マイナンバー及びマイナンバーカードの活用」と、これからご説明する「個人情報保護制度の見直し」が中心となるものでした。この「令和3年改正」の内容について、資料を見ていただきながら、時間の関係もございますので、いくつか抽出してご説明を続けて参ります。すべての資料出典は、資料にも表記させていただいたとおり、「令和3年改正個人情報保護法について（官民を通じた個人情報保護制度の見直し）」に係る個人情報保護委員会ホームページからのものとなります。</p> <p>まず、表題の左側に星印のついた「個人情報保護制度見直しの全体像」という資料から、ご説明させていただきます。資料の1ページ目、表題のすぐ下①をご覧ください。令和3年改正のもっとも大きな柱となるものが、そちらに記載されています。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律を1つの法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することでございます。その下の部分の図になりますが、図の左側部分ですが、現行というふうに書いておりますが、その下の図で、国の行政機関、行政法人と民間業者、地方公共団体がそれぞれ別々の機関によって別々の法令、規律で定められています。こちらがその矢印を挟んで図の右側の見直し後において、個人情報委員会を頂点として統一し、新個人情報保護法によって一律に適用されていく形となります。</p> <p>次に、資料2ページの下半分の図の部分をご覧ください。この部分が地</p>
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>方公共団体の条例の制定状況の現状を的確に表現している部分になっています。図の左側から A 市、B 組合、C 市、D 市、E 市と書かれていますが、まず A 市が国と同じ規律の地方公共団体。次が B 組合ですが、条例を制定していない地方公共団体、こちらは実際には平成 18 年以降、地方公共団体で条例を制定しない団体はございません。その次が C 市、これは国よりも少ない規律をもつ地方公共団体、次に D 市が国よりも多くの規律を定めている地方公共団体、最後に E 市が個人情報保護制度の内容の規律ではありませんが、国にはない独自の手続きを定めている条例を持っている地方公共団体となっております。ちなみに本庄市につきましては、図の A 市のケースと同じ状況となっております。現行ではこのように地域によってバラバラであった地方公共団体の条例、規律をこの令和 3 年改正によりまして、その後のサーバーの部分にありますように、国、民間までを包括しまして、全国一律に共通ルールの設定がされることとなります。なお、図の中に、必要最小限の独自の保護措置と書いてある部分がございますが、こちらも法令等で定めることになりますが、国の制度の説明会等では非常に規模の狭いものとなっているようです。今回の改正の趣旨は、基本的に法によって、ほぼすべての運用が可能とすることであり、全国の不均衡を是正し、国際的に共通化しつつあるルールに近づけていくことがその主題となっているようでございます。</p> <p>次に、3 枚目を見て頂きまして、資料の下半分の表、概要というふうに書いてありますが、こちらをご覧いただければと思います。こちらは、法の改正の細目の中でも、地方公共団体に特に影響がある部分が記載されております。この中でも②定義の一元化、③個人情報の取扱い、④個人情報ファイル簿の作成・公表、⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求、⑦個人情報保護委員会と地方公共団体の関係が、主に地方公共団体に影響してくる部分となっております。</p> <p>次に、資料 4、表題の左側に二重丸のついた「個人情報保護に関する法律・ガイドライン等の体系イメージ」という資料から、ご説明させていただきます。これは、資料 3 で「概要」として、ご説明させていただいた全国的な共通ルールの法律と条例の考え方をイメージ化したものでございます。図の右上の部分、地方公共団体に適用される法のイメージが、こういった形になります。表の一一番下「個人情報保護法」の 1 章から 3 章までと「個人情報の保護に関する基本方針」と併せまして、「国」「民間」「地方公共団体」に共通する基本理念など、個人情報保護制度の土台部分になります。その上に大まかに民間分野と先ほどご説明しました、公的分野、これは国や地方公共団体を含む概念になりますが、この二つの分野に分けられた、個人情報保護法の各章と、ガイドラインの各編が適用されるイメージとなっております。今後の個人情報保護制度は、このようなイメー</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ジで法令等が適用・運用される予定であります。</p> <p>最後に資料の下段部分の注意書き内の(3)の記載にもあるとおりでございますが、令和3年の個人情報保護法の改正により、現在、各条例で規定されている地方公共団体の個人情報保護制度についても個人情報保護法第5章等において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなる。令和5年春施行予定という予定でございます。このように個人情報保護委員会を頂点とする体制により、ほとんどの制度が個人情報保護法に規定され、直接適用される予定であります。</p> <p>繰り返しになりますが、現在までに受けている国の説明会の内容からは、図の右端に記載されている地方公共団体の個人情報保護条例の適用等については、その図のイメージよりもずっと小さく、必要最小限のものとなる予定でございます。現在調査中ではありますが、本庄市においては想定されるものはほとんどありません。</p> <p>最後に、この法改正により、大きくは「本庄市個人情報保護条例」と、本審議会の根拠となる「本庄市情報公開・個人情報保護審議会条例」への影響がございます。その他にも、個人情報保護制度に関する規定のある条例以下の規則、要綱などについても、影響があるものが存在いたします。この影響につきましては、国や県からの情報収集や近隣市町村の動向調査を現在行っておりまして、特に本庄市個人情報保護条例においては、個人情報保護法の改正の趣旨を受けまして、十分に検討させていただいた上で、年度内には改正・廃止などについて適切な対応をさせていただく予定になっております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、本庄市個人情報保護条例の改正についてご報告させていただきました。</p>
巴会長	ただいまの事務局の報告に対して、何かご質問ありますか。
明堂委員	個人情報保護条例は、行政が持っている個人情報ということで、行政と個人の関係性っていうことになるのかということと、もう一つ、これは市の守備範囲は超えているかもしれません、今、社会的に非常に問題になっているネット上のいろいろな書き込みとか他人の個人情報を世間に流布することや、誹謗中傷等の問題は、この法律では守備範囲外というところで、あくまで行政との関係だけの部分の法律なのでしょうか。
事務局 (内田補佐)	最初の部分ですが、この法律の対象は、国や地方公共団体を対象としたものになっております。 2つ目の、SNS上の書き込みも、法律の目的としてはあるものだとは考えられますが、詳しいところまでは分からぬというのが現状です。
明堂委員	広く流布してしまった個人情報を、行政の方では全然コントロールできないということでしょうか。民間同士のこととは。

様式

事務局 (内田補佐)	そうですね。そういう行為はいけないことだということを発信できるかとは思いますが。
巴会長	よろしいでしょうか。 他に意見のある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。 それでは、門倉委員。
門倉委員	3つが統合されるということで、先程精査しているという話がありましたが、小さい団体も多くあると思います。子供会、PTAや小学校とか、少年団。そういった団体に関しても、今まで通り対象外なのか。でも世の中の人々は、全て個人情報だからということで騒いでいる、重要視される人がありますが、これは変わらないということでしょうか。もう一つ、昨日聞いたお話では、誹謗中傷に関しては、重罰化されるという話を聞きました。1万円以下だったものが30万以下になる事や、懲役も3年になると、重罰化されるような話を聞きまして、そちらのような話になってくるのではないでしょうか。小さい団体たくさん町にはありますので、そこら辺と統合というのはどのような形になるのか、もう少し教えて頂けないでしょうか。
事務局 (内田補佐)	本庄市にある個人情報については先ほどご説明したとおりですが、団体は直接民間の規律が適用となります。詳細は分からぬ部分があります。重罰化の話もありましたが、対象となるのは公文書等となりますので、誹謗中傷は本庄市では取り締まれないことになります。
門倉委員	小さい団体はそれぞれ民間でやればよいということですか。
事務局 (内田補佐)	そうですね、制限や対象がどこまでかという話もあります。
門倉委員	例えば市の連合会や育成会になると一定の人数を超えてくるのではないかでしょうか。
事務局 (内田補佐)	こちらで、市で保有する個人情報については判断させていただいてはいますが、連合会等それが保有する個人情報は、直接法適用となるため、それぞれの団体で判断していただくことになります。
門倉委員	民生委員さんとか回ってらっしゃるときに、市の方からの情報を欲しいと言ったときに、この個人情報保護を盾に、情報公開しないという話をよく聞きます。そうすると、民生委員の方々は自ら情報収集をしたり、医師会に聞き取りをしたり、ものすごい手間がかかると聞いております。これらの事については、個人情報保護に当たるので開示を拒否してしまうということでしょうか。
事務局 (内田補佐)	基本的なルールとしてそういう形になりますが、今、防災関係の省庁から県の方に災害発生運用について、出せる情報がないかということでアンケートをとっています。そういう方法もありますので不安にならな

様式

	いかなと思うんですけれども、ただ市としましてはやはり個人情報になります、出してないっていうところが多分大きいのかなと思っています
門倉委員	ということは、まだ出ないということいいですね。例えば、あそこには、1人住まいのおばあちゃんがいるという情報は貰えないという認識でよろしいでしょうか。
事務局 (内田補佐)	はい。
巴会長	<p>他に意見のある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは特にないようでしたら、本日の議事を終了いたします。議事進行につきましては、皆様のご協力をいただきまして誠に感謝申し上げます。本日の議長の任をこれで降ろさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。</p>
事務局 (三森課長)	<p>皆様、熱心にご審議いただきありがとうございました。また、議長を務めていただきました巴会長には、感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>なお、現時点において、次回の審議会への諮問案件、報告事項はございませんが、次回開催する際には、開催のご連絡を開催日の概ね1ヶ月前に行いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、保岡副会長からご挨拶を頂戴したいと思います。副会長、お願ひいたします。</p>
保岡副会長	今日はお忙しい中、どうもありがとうございました。最後に法律的なことが出て色々なお話しようと思いましたが、もし間違いがあると問題ですので、気になることがあれば個別に聞いて頂ければ調べてお答えいたしますので、またよろしくお願ひします。
事務局 (三森課長)	以上で、本庄市情報公開個人情報保護審議会を終了いたします。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

令和4年9月6日

本庄市情報公開・個人情報保護審議会 会長

巴高志